

# 要 望 書

長野県の町村は、小規模自治体が多く、人口減少と高齢化が顕著であるなか、高齢者福祉対策や子育て支援対策など住民と協働しながら活力と魅力ある地域づくりに力を注いでいるところである。

しかしながら、町村は、地方交付税の削減や経済不況の影響による税収減等歳入不足、過疎化・高齢化による耕作放棄地の増加や森林の荒廃、集落の衰退等、行財政運営が大きな試練にさらされている。

政府の第29次地方制度調査会では、本年6月に、平成11年以来行なわれてきた合併推進運動を、現行合併特例法の期限である平成22年3月末までで一区切りとする答申をまとめた。

基礎自治体のあり方について、我が国の国土、歴史、地域事情などを考えれば、多様な町村が存在することは自明の理であり、全国一律に人口規模や経済効率だけの単なる数字合わせの自治体をつくるという、あたかも道州制を前提とした議論は、地方分権の流れに逆行するものであり、到底納得のいくものではない。

今こそ、国においては、都市と地方の格差を是正し、地方分権改革推進法の基本理念に沿って国と地方が役割を分担しながら国全体の活性化を図るべきである。

「町村の繁栄こそが、日本全体の繁栄の原点」であり、小規模といえども、町村が将来にわたり住民の要望に応

えていくためには、町村自治の確立とその前提となる財政基盤の強化が不可欠であることから、別記事項について、長野県町村長の総意として要望いたしますので、来年度の施策・予算に反映いただくようお願い申し上げます。

平成21年11月9日

長野県町村会

会長 藤原忠彦

## 要 望 項 目

1	地方分権における町村の自主性の尊重	1
2	新たな過疎対策法の制定	3
3	地域発 元気づくり支援金制度の充実	4
4	情報化施策の推進	5
5	地域公共交通対策の推進	6
6	電源立地地域対策交付金制度の継続	7
7	義務教育・社会教育の推進	8
8	スポーツ活動の振興	9
9	文化財保護の推進	10
10	住宅等の耐震改修の促進	11
11	地域医療体制の充実	12
12	障害者保健福祉施策の推進	13
13	保健予防対策の充実	14
14	少子化対策の推進	15
15	福祉医療制度の推進	16
16	児童家庭相談に対する支援体制の強化	17
17	生活環境の整備促進	18
18	農業・農村対策の推進	19
19	森林・林業対策の推進	21
20	地域商工業振興対策の推進	23
21	観光振興対策の推進	24
22	道路の整備促進	25
23	高規格幹線道路等の整備促進	26
24	河川の整備促進	27
25	砂防事業の整備促進	28
26	豪雪地帯対策の強化	29



## 1 地方分権における町村の自主性の尊重

政府の地方分権改革推進委員会では、平成21年度末の新地方分権改革一括法案の提出に向け、調査審議を行っていますが、真の地方分権改革は、地域の自主性・自立性を拡大し、多様で創造性にあふれた地域社会を実現するもので、どの地域に暮らしても豊かさを実感できるものでなければなりません。

また、地方分権の担い手となる基礎自治体のあり方は、本来、我が国の国土、歴史、地域事情などを考えれば、多様な基礎自治体が存在するほうが自然であります。

よって、地方分権において、町村の自主性を尊重し、町村が独自性を発揮した行財政運営が行えるよう、下記事項の実現を強く要望します。

### 記

- 1 市町村合併については町村の自主性を尊重すること。
- 2 次の事項について国に働きかけること。
  - (1) 国と地方の役割分担の見直しにあたっては、町村の意見を十分に踏まえ、一体的に権限・事務・財源の移譲を進めること。
  - (2) 地方交付税の持つ財源調整・財源保障機能を堅持するとともに、安定的財政運営に支障をきたすことのないよう、三位一体改革において削減された地方交付税を復元・増額すること。

(3) 地方が自らの責任で効率的な自治体経営を行うことができる基盤を作るため、国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、国と地方の税源配分を5:5とするなど地方財源の充実を図ること。

また、偏在性が小さく安定性を備えた地方税体系の構築に取り組むこと。

## 2 新たな過疎対策法の制定

過疎地域は、国土の保全、食料の供給、水源のかん養、地球温暖化の防止など公益的機能を有しているにもかかわらず、今なお引き続く、若年層の流出、少子・高齢化に伴う地域活力の低下、生活環境の整備等が他の地域と比較して遅れているなど、多くの課題に直面しています。

よって、平成22年3月末をもって失効する、現行「過疎地域自立促進特別措置法」に代わり、引き続き総合的な過疎対策を充実強化し、過疎地域の振興が図れるよう新たな過疎対策法を制定するよう国に働きかけることを強く要望します。

### 3 地域発 元気づくり支援金制度の充実

町村は自立に向け、住民との役割分担の見直しを行い、地域で行う住民等の活動に対し支援しているところですが、厳しい財政状況のなか十分な対応ができない状況にあります。

よって、地域発 元気づくり支援金の予算総額を確保することを強く要望します。

#### 4 情報化施策の推進

情報化を推進し、いつでも、どこでも、誰でも、ゆとりと豊かさを実感できる社会の実現のために、各種施策が進められておりますが、条件不利地域を持つ町村部においては、情報化が遅れている状況にあります。

については、平成23年7月に完全移行となる地上デジタル放送については、県民の理解を得られるよう徹底した広報・啓発を進めること。

また、難視聴地域解消のため、国と放送事業者の責任において辺地共聴施設の整備・デジタル中継局整備等を進め、電波状況により地域間格差が生じないように働きかけることを強く要望します。

## 5 地域公共交通対策の推進

公共交通機関の少ない過疎地域等の町村においては、高齢者、通学児童・生徒等の交通弱者のための交通手段の確保は、行政の重要課題であります。

よって、地域公共交通対策を推進するため、下記事項の実現を強く要望します。

### 記

- 1 市町村においては、財政が厳しい中においても、地域の実情に応じた交通システムを早期に再構築することが求められており、「地域公共交通活性化・再生総合事業」は、有効な支援事業であるため、事業を今後も継続するとともに、十分な予算額を確保するよう国に働きかけること。
- 2 町村部を走る広域的なバス路線については、多くが赤字路線であり、交通手段の少ない中山間地域においては、廃止された場合の影響が大きいため、将来にわたり路線が維持できるよう、必要な措置を講じること。  
また、町村独自で運行しているコミュニティバス等の運行に対して、適切な支援措置を講じること。

## 6 電源立地地域対策交付金制度の継続

水力発電施設が所在する市町村が対象となる電源立地地域対策交付金制度の水力発電施設周辺地域交付金相当分については、県内で48市町村が交付を受け、公共用施設整備等住民の利便性向上のための事業や地域活性化事業等に運用しております。

しかしながら、交付期間が運転開始後15年から最大30年間とされており、平成22年度に多くの市町村において期間終了を迎えます。

関係市町村は、その大半が中山間地域に位置し、多くの犠牲の上に設置された発電用施設が現存してその役割を果たしている以上、引き続き地域活性化策は必要であります。

よって、電源立地地域対策交付金制度の水力発電施設周辺地域交付金相当分について、過去30年にわたる交付実績や今後とも安定的な水力発電を維持する必要があることから、平成23年度以降は恒久的な制度として継続するよう国に働きかけることを強く要望します。

## 7 義務教育・社会教育の推進

地域を担う心豊かでたくましい青少年を育成するためには、それぞれの多様な個性を尊重し、育てられる教育環境を整備する必要があります。

よって、地域のニーズに即した教育を行うため、下記事項の実現を強く要望します。

### 記

- 1 町村の独自教育が実践できるよう、実状に応じた教員の配置を推進すること。  
また、町村独自で教諭を加配した場合の財政支援を行うこと。
- 2 「放課後子どもプラン」の今後の推進と放課後子ども教室推進事業の学習アドバイザー等の補助基準単価の引き上げを行うこと。
- 3 心の相談員及びスクールカウンセラーの配置を充実させること。
- 4 児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、教職員としての自覚・資質・指導力の向上を図ること。
- 5 高校再編計画の策定を踏まえ、総合学科、多部制・単位制など多様な学びの場の提供と、特色ある学科の導入など魅力ある高等学校づくりを推進すること。
- 6 障害のある子どもが地域の子どもたちと共に学ぶため、町村の意向を踏まえ、養護学校の分教室の設置について推進を図ること。

## 8 スポーツ活動の振興

本県においては、スキージャンプ場やクロスカンントリーコース、スケート場等世界に誇れる競技施設を有しており、当該施設を競技者あるいは青少年等が活用することは、日本の競技レベルの向上や生涯スポーツの振興に寄与するものであります。

よって、スポーツ活動の振興のため、下記事項の実現を強く要望します。

### 記

- 1 国際大会の開催に係る運営費に対して、長野オリンピック記念基金終了後も、引き続き適切な支援措置を講じること。
- 2 ジュニア競技力の向上を図るため、選手の育成強化・指導者養成への支援を充実すること。

## 9 文化財保護の推進

歴史的、文化的遺産を保護し、後世に引き継いでいくことは、住民の郷土愛と歴史認識を踏まえた新しい文化の創造など地域の発展に寄与するものであります。

よって、史跡等の文化財保護を促進するため、史跡等の公有地化・整備、埋蔵文化財の発掘調査、史跡等文化財保護に対する適切な財政措置を講じることを強く要望します。

## 10 住宅等の耐震改修の促進

町村は耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震化を推進しておりますが、個人が耐震改修しやすい環境の整備が必要であります。

よって、住宅・建築物耐震改修促進事業の耐震補強工事について、建築主の負担軽減を図り、耐震改修を促進するよう強く要望します。

## 1 1 地域医療体制の充実

地域の拠点病院・診療所等の地域医療に従事する医師等の不足は深刻な状況であり、診療体制の維持が困難な地域も出てきております。

よって、地域の診療体制が維持できるよう、下記事項の実現を強く要望します。

### 記

#### 1 医師等の確保について

(1) 医師確保等総合対策事業については、予算を増額するなど充実が図られたところであるが、更に充実・強化すること。

(2) 看護体制を充実するため、看護師等の養成・確保を図ること。

## 1 2 障害者保健福祉施策の推進

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、福祉施策を推進し、安心して暮らすことができる地域社会の実現を図る必要があります。

よって、障害者保健福祉施策の一層の推進を図るため、発達障害の疑いのある児への適切な支援策や療育体制の充実を図るよう強く要望します。

### 1 3 保健予防対策の充実

生活習慣病の予防は医療費の抑制のみならず、住民が健康的な生活を送るための重要な施策であります。

よって、保健予防対策の一層の充実に向け、町村が円滑に保健事業を実施できるよう、専門の職員を派遣するなどの人材確保支援及び財政支援を講じるよう強く要望します。

## 1 4 少子化対策の推進

本県の合計特殊出生率は、全国平均より高いものではあるが、少子化傾向はきわめて深刻さを増しています。国は、平成20年度第2次補正予算において、妊婦一般健康診査臨時特例交付金を創設し、公費負担回数の拡大を図っています。

しかしながら、妊婦一般健康診査の公費負担の拡大に伴う国の財政支援及び出産育児一時金の引上げは、平成22年度までの暫定措置とされています。

町村は、いったん拡大して実施した福祉・医療行政を元に戻すことは困難であることから、継続的な財政措置を国に対して働きかけるよう、強く要望します。

## 1 5 福祉医療制度の推進

乳幼児、障害者、老人、母子、父子家庭等の医療費の負担を軽減し、福祉の向上を図るためには、福祉医療制度を推進することが必要であります。

よって、福祉医療制度について、下記事項の実現を強く要望します。

### 記

- 1 制度が持続可能であることは重要であるが、そのために受給者の負担が増えるような制度の後退を招かないこと。
- 2 制度の見直しにあたっては、検討期間を確保し、事業を実施している町村と協議のうえ慎重に対応すること。

## 1 6 児童家庭相談に対する支援体制の強化

町村が実施している児童家庭相談については、財政が厳しい中、専門職員の確保が困難であり、また、主任児童委員、保健師、保育園長、担当事務職員等が研修を受けながらの相談では十分な対応ができない状況であります。

よって、下記事項の実現を強く要望します。

### 記

- 1 県の児童相談所と町村が実施する児童家庭相談との連携を強化すること。
- 2 町村が実施する児童家庭相談に対して、相談・支援業務が充実できるよう専門の職員を派遣するなどの人材確保支援及び財政支援を講じること。

## 1 7 生活環境の整備促進

住民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、生活関連社会資本整備を図る必要があります。

よって、生活環境の一層の整備促進に向け、下記事項の実現を強く要望します。

### 記

- 1 合併処理浄化槽整備事業補助金は、対象経費が150万円未満の場合であっても補助の対象にすること。
- 2 補助率については、町村の財政力指数に応じた削減率を撤廃し、3分の1を堅持すること。

## 1 8 農業・農村対策の推進

農村を取り巻く環境は、過疎化・高齢化の進展による担い手の減少、耕作放棄地の増加等大変厳しい状況にあります。

このような状況において、「長野県食と農業農村振興計画」を踏まえ、安定した足腰の強い農業・農村の構築を早急に実現する必要があります。

よって、農業・農村対策の一層の推進を図るため、下記事項の実現を強く要望します。

### 記

- 1 平成22年度は「長野県食と農業農村振興計画」の中間年度となることから、重点戦略に掲げた事業・施策を確実に推進し、基本方向ごとの成果目標としての「達成指標」の進捗管理を適切に行い、農業が21世紀にふさわしい、魅力ある産業としての発展と、活力ある農村づくりが実現するよう取り組むこと。
- 2 配合飼料価格高騰への対応と飼料米を含めた自給飼料の生産拡大を図り、畜産経営の安定を図ること。
- 3 シカ、イノシシ、サル、クマ、カワウ、サギ等の野生有害鳥獣による農業・水産業被害が深刻化しており、隣接する市町村や県と連携し広域的・総合的な防止対策が講じられるよう体制を整備すること。
- 4 新規就農者への住宅確保や育成指導等総合的な支援など農業に参入しやすい環境を整備すること。

- 5 耕作放棄地解消計画を推進するにあたり、導入作物の選定と担い手に対する技術的支援や販路の開拓などに努めること。
- 6 「長野県食と農業農村振興計画」「長野県食育推進計画」に基づき、県民の食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、地産地消に向けた対策を強化すること。
- 7 県内農産物を海外へ輸出するにあたり、輸入国の残留農薬基準の詳細が明らかでないことから輸出を見送る事態が生じているので、早急に関係する国・地域の基準を情報収集し、生産者等に情報提供するよう国へ働きかけること。
- 8 老朽化した農業用基幹水利施設の適時適切な更新が図られるよう必要な財政措置を講じること。

## 1 9 森林・林業対策の推進

森林・林業を取り巻く環境は、県産材利用の回復の兆しがあるものの、木材価格の低迷、林業従事者の減少等依然として厳しい状況にあり、山村では過疎化・高齢化が進行しています。

町村は、地域森林の維持管理において大きな役割を担っているが、森林の国土保全、水源かん養等森林の有する多面的機能を将来にわたり持続的に発揮できるよう「信州の森林(もり)づくりアクションプラン」に基づき、森林の整備、木材の供給・有効利用、山村の活性化を着実に推進する必要があります。

よって、森林・林業対策の一層の推進を図るため、下記事項の実現を強く要望します。

### 記

1 間伐材の有効利用を図るため、作業路網の整備、高性能林業機械の導入、間伐材の収集・搬出に対する支援策を強化すること。

また、間伐材の販路や用途の拡大に向けた対策を強化すること。

2 「長野県森林づくり県民税」の活用にあたっては、整備が遅れている里山整備について、着実かつ効果的に事業を実施すること。

また、森林づくりに対する普及啓発のため木育を推進すること。

3 公共建物、公共土木事業、住宅建設におけるカラマツ材・スギ材・ヒノキ材等の県産材の利用推進を図ること。

4 シカ、イノシシ、サル、クマ等の野生有害鳥獣による林業被害が深刻化しており、隣接する市町村や県と連携し広域的・総合的な防止対策が講じられるよう体制を整備すること。

また、クマについては日常生活の範囲内における緊急時の捕獲権限は、既に市町村長に移譲されているが、個別町村の状況によっては、それ以外の地域においても危害をおよぼす場合があるので、町村長の判断で捕獲できるよう権限移譲を拡大すること。

5 松くい虫やカシノナガキクイムシ等の森林病虫害被害の拡散・増加を防ぐため、未発地域に対する予防対策の強化とともに、被害状況に応じた防除事業量の確保や、より効果的な駆除技術の開発、樹種転換等を促進すること。

6 木質バイオマスエネルギー事業の推進とペレットストーブの導入促進に係る事業の継続を図ること。

7 自然災害を未然に防止するため、森林整備を積極的に進めるとともに、県単治山事業の大幅な予算確保を図ること。

## 20 地域商工業振興対策の推進

農村地域における農林業と商工業の均衡ある発展及び雇用の確保に資するため、地域産業の育成及び企業立地の推進を図る必要があります。

よって、地域商工業振興対策の推進を図るため、下記事項の実現を強く要望します。

### 記

- 1 地域の中小小売店の振興を図るとともに、空洞化が深刻化している町村の中心市街地の活性化を図るため、人材育成の支援や空き店舗対策を拡充すること。
- 2 地域の伝統的工芸品産業の振興を図るため、技術の継承、意匠の開発、製作や販売の場の提供などに対し、積極的な支援を行うこと。
- 3 中小企業の事業活動を支援する産業支援機関の運営に関する支援を行うこと。

## 2 1 観光振興対策の推進

町村においては、観光が重要な基幹産業になっている地域が多く、自然の魅力を生かし、農作業体験など地域の資源を生かした取組を進めているところであります。

近年の観光志向の多様化により、県内の入込み客も減少傾向にあり、観光を取り巻く環境は厳しさを増しています。

よって、観光立県長野の実現に向け、県と町村との連携強化を図り、地域に根ざした特色ある観光づくりを積極的に推進することを強く要望します。

## 2 2 道路の整備促進

県内町村にとって、県道及び県が管理する国道（以下「県道等」という。）は、地域の幹線道路及び生活道路として住民生活に不可欠なものであります。また、年間を通じて県外観光客が大型バスやマイカーで県内各地を訪れていることから、一旦渋滞や事故などが発生すると県民生活のみならず県内産業にとっても大きな影響が発生する恐れがあります。

急峻な地形が多い本県においては全国的にみても改良が遅れている路線が多く、改良を必要とする箇所などについては、例年「ボイス81」における町村長からの要望や県議会への陳情、また、期成同盟会の要望活動により県に対して働きかけているところではありますが、改めて下記事項の実現を図るよう強く要望します。

### 記

- 1 県道等の整備促進及び未着手区間の早期着手を図ること。  
特に、代替道路がないために災害時の通行止めなどで緊急時に支障をきたす道路については、早期に代替道路を整備すること。
- 2 県道等における橋梁の補修、架け替え、耐震補強等、安全維持のために必要な整備を促進すること。
- 3 県道等の歩道の整備を図るとともに、歩道除雪区間を延長すること。
- 4 県道等において、急峻でスリップしやすい箇所への無散水消雪施設の整備促進及び凍結防止対策の充実を図ること。

## 2 3 高規格幹線道路等の整備促進

高規格幹線道路は、国民生活の向上、活力ある国土の形成や災害時における緊急輸送、救急医療などにとって欠くことのできない重要な社会基盤であるとともに、地域産業の振興と文化の交流を飛躍的に発展させるものであります。

よって、高規格幹線道路等について、下記事項の実現を図るよう強く要望します。

### 記

- 1 中部横断自動車道(佐久～静岡)の整備促進を図ること。
- 2 中部縦貫自動車道(松本～福井)の整備促進を図ること。
- 3 三遠南信自動車道(飯田～浜松)の整備促進を図ること。
- 4 地域高規格道路(松本糸魚川連絡道路・伊那木曾連絡道路)の整備促進を図ること。

## 2 4 河川の整備促進

本県においては、千曲川、天竜川等全国有数の河川を有し、河川延長も長く、急峻な地形と脆弱な地質のため、台風や梅雨前線などによる集中豪雨の際には、堤防の決壊や河川の氾濫により大災害を受ける恐れがあります。そのため、住民の生命や財産の安全を確保するためには、河川整備は緊急の課題であります。

よって、住民の安全を守るため、護岸整備等、河川の整備促進を図るよう強く要望します。

## 2 5 砂防事業の整備促進

地形が急峻で地質が脆弱である本県においては、土砂災害危険箇所が極めて多く、毎年多くの土砂災害が発生しております。

住民の生命・財産を守り、将来にわたり災害のない安心して暮らせる地域づくりは、行政の極めて重要な責務であります。

よって、砂防事業の整備促進について、下記事項の実現を図るよう強く要望します。

### 記

- 1 砂防堰堤の整備など砂防事業を積極的に促進すること。
- 2 土砂災害特別警戒区域のうち、特に災害時に住民が孤立する危険のある地域については、優先的に必要な砂防事業・地すべり対策事業・急傾斜地崩壊対策事業を進めること。

## 2 6 豪雪地帯対策の強化

豪雪地帯は、降雪の状況により、家屋の倒壊、交通網の寸断など多大な被害をもたらされる恐れがあり、それらの状況に応じて適切に対応できる豪雪対策が必要であります。

よって、豪雪地帯における県道等の歩道設置、推雪帯の確保等、道路整備を推進するとともに、道路の除雪、防雪及び凍雪害防止対策を積極的に実施するよう強く要望します。

